

U J S Language Institute 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、外国人に対する日本語教育を通して、日本語でのコミュニケーションの円滑化の手助けを図り、学習者が業務を推進する、又は大学等へ進学するのに十分な総合的コミュニケーション能力の養成・向上、及び国際的文化交流の発展に寄与することを目的とする。

2 本校は、その教育水準の向上を図り、目的を達成するため、教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

3 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(名称)

第2条 本校及び分校1と分校2は、UJS Language Instituteという。

(位置)

第3条 本校は、東京都港区六本木三丁目3番29号に置く。

分校1は、東京都港区六本木三丁目7番1号に置く。

分校2は、東京都港区六本木三丁目15番7号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本校のコースの各修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	合計
第1部	進学2年コース	2年	67	4	4月生・・・67名
	進学1年9月コース	1年9か月	45	3	7月生・・・45名
	進学1年6月コース	1年6か月	20	1	10月生・・・20名
	進学1年3月コース	1年3か月	16	1	1月生・・・16名
	進学1年コース	1年	12	1	4月生・・・12名
		小 計		160	10
第2部	進学2年コース	2年	67	4	4月生・・・67名
	進学1年9月コース	1年9か月	45	3	7月生・・・45名
	進学1年6月コース	1年6か月	20	1	10月生・・・20名
	進学1年3月コース	1年3か月	16	1	1月生・・・16名
	進学1年コース	1年	12	1	4月生・・・12名
		小 計		160	10
合 計			320	20	

(始期・終期等)

第5条 本校のコースは、4月、7月、10月及び1月に始まり、3月に終わる。

2 本校の各コースは、3か月を1学期とし、年4学期制とする。

校長は、年度の始まる6か月前までに新年度各学期の始期及び終期を確定するものとし、その目安は、次のとおりとする。

春学期 4月上旬～ 6月下旬

夏学期 7月上旬～ 9月下旬

秋学期 10月上旬～ 12月下旬

冬学期 1月上旬～ 3月下旬

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 学期末休業(6月の第4週から2週間を目安とする。)

(4) 夏期休業(8月の第2週から2週間を目安とする。)

(5) 学期末休業(9月の第4週から2週間を目安とする)

(6) 冬期休業(12月の第4週から3週間を目安とする)

(7) 春期休業(3月の第3週から3週間を目安とする)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が別に定める。

第3章 教育課程、授業日数、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程・授業日数・授業時数)

第8条 本校の進学各コースの教育課程及び授業時数は、次の表のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

課程(レベル)	週当たり授業時数	コース別課程別授業週数				
		2年コース	1年9月コース	1年6月コース	1年3月コース	1年コース
初級課程	20時間	20週	20週	20週	18週	10週
中級課程	20時間	40週	30週	24週	17週	15週
上級課程	20時間	20週	20週	16週	15週	15週
	計	80週	70週	60週	50週	40週
	コース別授業日数	400日	350日	300日	250日	200日

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、各学期末に行われる期末試験の成績、出席状況、授業態度等を総合的に判断して決定し、5段階評価とする。

2 前項の評価は、各学期末の生徒の成績証に記録して通知し、当該生徒の進級の可否は、次の学期開始日までに発表する。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 16名以上(うち専任 6名以上)
- (4) 生活指導担当者 2名以上
- (5) 事務職員 1名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

4 校長は、各学期に最低1回以上の教職員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、生徒の習得状況・生活状況等を検討する。

5 各クラスの担任教師は、生徒の学習状況、出席状況及び授業態度を別に定めるところにより定期的に主任教員に報告する。

第4章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 在留資格「留学」を有する者の本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育若しくはそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みのある者
 - (2) 年齢が18歳以上の者
 - (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
 - (4) 信頼のおける保証人を有する者
- 2 「留学」以外の在留の資格を有する者で、校長が入学相当と認める者の本校への入学資格は、校長が別に定めることができる。

(入学時期)

第12条 本校への入学は、原則として年4回とし、その時期は、1月、4月、7月及び10月とする。

(入学手続・経費支弁者)

第13条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1)本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
 - (2)本校は、前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
 - (3)本校に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。
- 2 経費支弁者は、その生徒の在学中は、本人にかかわる事項について一切の責任に任じなければならない。経費支弁者が転籍、転居等をした場合には、直ちにその旨を届けなければならない。

- 3 経費支弁者が死亡したとき、またはその他の事由でその責務を尽くし得ない場合には、新たに経費支弁者を定めて届け出なければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に診断書等必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学)

第15条 退学する者は、その事由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

- 2 他校の生徒が所属の学校の校長の承諾書を添えて本校に転入学を志願したときは、選考の上これを許可することがある。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒章)

第17条 校長は、成績及び学習態度が良好かつ模範的な者及び本校が指定する大学に入学を許可された者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、本校の規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が不良な者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納入金)

第19条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 入学検定料 | ¥30,000- |
| (2) 入 学 金 | ¥50,000- |
| (3) 授 業 料 | ¥660,000- (年額) |
| (4) 生徒管理費 | ¥19,000- (年額) |
| (5) 留学生保険料 | ¥10,000- (年額) |
| (6) JLPT受験料 | ¥11,000- (2回分) |

(納入)

第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合でも、授業料の振替又は免除は、原則として行わないものとする。

(滞納)

第21条 生徒が正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、授業料を1学期以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

第6章 雑 則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(国民健康保険)

第25条 「留学」の在留資格を有している者は、国民健康保険に加入しなければならない。

(資格外活動)

第25条 資格外活動をする場合は、在留カードに記載された許可を提示するとともに、決定したアルバイト先、勤務時間及び報酬額を本校に届け出なければならない。

附則: 本学則は、平成5年7月1日から施行する。

改 定(第3条、第4条、第10条、第19条)この規則は平成8年6月1日から施行する。

改 定(第4条、第6条、第8条、第9条、第12条、第13条)この規則は、平成13年1月1日から施行する。

改 定(第18条3)この規則は、平成16年6月1日から施行する。

改 定(第4条、第8条、第10条、第19条、第25条)この規則は、平成16年10月1日から施行する。

改 定(第26条、第27条) この規則は、平成18年1月10日から施行する。

改 定(第3条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第19条)この規則は、平成20年4月1日から施行する。

改 定(第4条)この規則は、平成22年10月1日から施行する。

改 定(第4条、第10条)この規則は、平成23年10月1日から施行する。

改 訂(第4条、第10条、第19条)この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第19条の規則は、平成26年10月1日から施行する。

改 定(第2条、第3条)この規則は、平成27年4月1日から施行する。

改 定(第4条、第10条)この規則は、平成28年1月1日から施行する。

改 定(第1条2、3)この規則は、平成29年8月1日から施行する。

改 定(第8条、第13条2、3、第15条2、第19条(3))この規則は、平成29年2月1日から施行する。

改 定(第6条(3)(5)、第19条(3)(4))この規則は、平成30年4月1日から施行する。

改 定(第2条、第3条)この規則は、平成31年4月1日から施行する。

改 訂(第19条(1))この規則は、令和3年4月1日から施行する。

改 定(第19条(4))この規則は、令和3年4月1日から施行する。